

輸出先国 HP. の輸入検疫条件閲覧方法

諸外国に植物を輸出する際には輸出先国が定める輸入検疫条件に従う必要があります。当資料に従って操作し輸出先国の輸入検疫条件を確認してください。

1. 香港特別行政区政府農業水産保護局ホームページ

「Agriculture, Fisheries and Conservation Department Agriculture, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region」を開きます。

<https://www.afcd.gov.hk/english/index.html>

2. 画面上のリストから「Inspection & Quarantine」（検査と検疫）をクリックします。



3. 「About Inspection and Quarantine」（検査・検疫について）が開きます。左のリストから「Plant Quarantine」（植物検疫）をクリックします。



3. 「Plant Quarantine」(植物検疫)をクリックします。



4. 「Import and Export of Plant」(植物の輸出入)をクリックします。



5. 「import of plants」(植物の輸入)又は「scheduled species」(スケジュールした種)をクリックします。



植物の輸出/再輸出の場合、輸入される植物または植栽材料の積荷には、輸出/再輸出地が発行した植物検疫証明書/再輸出用植物検疫証明書を添付しなければならないことが国際要件となっています。積荷には病気や害虫が実質的に含まれていないことが確認され、および/または輸入地の現在の植物検疫規制に準拠していることを表明します。これを考慮して、農水産保護局は、植物検疫証明書/再輸出用植物検疫証明書の発行サービスを必要とする輸出業者に提供しています。

「Protection of Endangered Species of Animals and Plants Ordinance」をクリックすると、絶滅のおそれのある動植物の種の保護に関する条例を確認できます。

※当資料は 2023 年 5 月の情報を基に作成しており、現在の掲載内容と異なる場合があります。